

事務連絡
平成26年8月25日

各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各 国 公 私 立 大 学
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長
佐藤安紀

文部科学省高等教育局学生・留学生課長
渡辺正実

留学生交流に関する感染症への対応について

留学生交流に関する感染症への対応について、昨今の海外情勢（ギニア、リベリア、シエラレオネ及びナイジェリアにおけるエボラ出血熱の発生等）も踏まえ、各大学等におかれては、感染症に関する最新情報を外務省、厚生労働省及び世界保健機関のホームページから入手するとともに、安全確保に細心の注意を払い、学生等及び教職員への周知徹底に配慮する必要があります。

このため、海外に派遣する日本人学生等及び受け入れる外国人留学生への対応については、下記の点に留意するなど適切な対応をお願いします。

あわせて、何か問題等が発生した場合は、下記担当まで御連絡をお願いいたします。

記

1. 外国人留学生の母国等における連絡先の確認

緊急時に外国人留学生の状況を適切に家族や派遣元大学等へ連絡できるよう、あらかじめ、外国人留学生の母国あるいは日本国内の緊急連絡先を把握するとともに、派遣元大学等との情報交換を行う等、連絡先の確認をしておくようお願いします。

2. 外国人留学生が理解しやすい周知の工夫

オリエンテーション、掲示、学内LAN等において周知される、感染症の予防方法、最寄りの医療機関や感染症が疑われる場合の専門機関の情報などが、日本語の理解が不十分である外国人留学生にも確実に伝わるものとなっているか検証するとともに、必要に応じて改善を図るようお願いします。

その際、緊急時のワンストップによる相談窓口の確保や、外国人の診療に信頼のおける病院の情報を得るなど学内体制の再確認を行うようお願いします。

3. 国民健康保険加入等の案内

病気やケガの治療費は外国人留学生にとって高額な出費となる場合があります。このため、留学期間が1年以上の外国人留学生については国民健康保険の加入を指導するとともに、1年以内の外国人留学生については感染症への治療にも対応する外国人留学生向けの旅行保険等にあらかじめ加入しておくよう勧めてください。

4. 海外へ派遣する日本人学生等に対する指導

海外へ派遣する日本人学生等に対して、連絡先の確保、外務省の渡航情報による相手国の感染情報の把握、必要な予防接種や感染症の予防方法の確認、在外公館への連絡方法、病院の情報把握、感染症への治療にも対応する旅行保険等への加入等について、あらかじめ指導するようお願いいたします。

5. 海外から帰国する日本人学生等及び入国する外国人留学生に対する指導等

感染症の発生国・周辺地域から帰国する日本人学生等及び入国する外国人留学生に対して、各大学等において感染症の潜伏期間における健康状態の適切な把握等に努めるとともに、感染症のような症状を呈した場合は、直ちに保健所に相談の上、医療機関等で受診する等、あらかじめ指導するようお願いいたします。

6. 交流先大学との連携

大学間交流協定を締結する大学間における短期留学（受入れ及び派遣）にあつては、感染症の影響により、十分な授業参加ができない場合や途中で帰国せざるをえない場合等が考えられるため、そのような場合には、日本人学生等及び外国人留学生本人が不利益を被らないような単位取得条件の協議を行う等、交流先大学との連携を図るようお願いいたします。

○ 関連情報ホームページ

(外務省海外安全ホームページ)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(厚生労働省検疫所)

<http://www.forth.go.jp/>

(国立感染症研究所)

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/>

(独立行政法人国立国際医療研究センター国際感染症センター)

<http://dcc-ncgm.jp/>

(世界保健機関 (WHO))

<http://www.who.int/en/>

【本件連絡先】

文部科学省（代表：03-5253-4111）

生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

専修学校第一係（内線：2939）

高等教育局学生・留学生課留学生交流室

政策調査係（内線：3433）